

令和7年度第2回(第242回)仙台市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時 令和8年1月28日(水) 13:30~14:50

場 所 仙台市役所本庁舎8階 第五委員会室

会議次第

1 開会

2 議事

(1) 協議事項

- ① 会長の選出について 【資料1】
- ② 令和7年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算(案)について 【資料2】
- ③ 令和8年度仙台市国民健康保険事業運営計画(案)について 【資料3】
- ④ 令和8年度仙台市国民健康保険事業特別会計予算(案)について 【資料4】
- ⑤ 仙台市国民健康保険条例の一部改正(案)について 【資料5】
- ⑥ 令和8年度における国民健康保険制度の主な改正(案)について 【資料6】

(2) 報告事項

- ① 宮城県における保険料水準の統一について 【資料7-1~7-2】

(3) その他

3 出席者

出席委員(23人)

- 佐藤(美)委員、境野委員、石田委員、鈴木委員、大塚委員、佐藤(ゆ)委員、伊藤委員
- 安藤委員、島村委員、大和委員、小菅委員、今野委員、佐々木委員、男澤委員
- 鎌田委員、貞宗委員、庄司委員、内藤委員、西澤委員、ひぐち委員、村上委員
- 樋口委員、山下委員

事務局

健康福祉局長、保険高齢部長、収納対策室長、同室収納企画係長、同室徴収対策係長、
参事兼保険年金課長、同課主幹兼保健事業担当係長、同課管理係長、同課保険係長
青葉区保険年金課長、宮城野区保険年金課長、若林区保険年金課長、太白区保険年金課
長、泉区保険年金課長

4 会議経過

- 開会
- 健康福祉局長挨拶
- 委員紹介
- 会長職務代行者庄司委員により議事進行

- 署名委員の指名
鈴木委員、山下委員

- （１）協議事項

- 【司会（管理係長）、以下「司会」】

- 本日は、昨年11月1日付の委嘱後、初めての協議会ということになりますが、会長が選出されるまでの間につきましては、これまでの慣例により、公益を代表する委員のうち、年長の委員にその職務を代行いただいておりますので、公益代表の庄司委員に会長職務代行をお願いいたします。

- 【庄司会長職務代行者】

- ただいま事務局よりご説明がありましたとおり、慣例に従いまして、会長の職務を代行させていただきます。それでは、協議事項①の「会長の選出について」事務局からご説明願います。

- 【司会】

- それでは、会長・副会長の選出にあたりまして、関係規定についてご説明申し上げます。資料1の1ページをご覧ください。

- まず、会長の選出については、「国民健康保険法施行令」第4条第1項によりまして、「協議会に会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する」となっております。次に、副会長の選出については、同施行令第4条第2項及び資料1の2ページ仙台市国民健康保険法等の施行に関する規則第2条第2項によりまして、会長の選出に準じて、公益を代表する委員のうちから選挙することとされております。これらの規定に基づき、会長・副会長の選出をお願いいたします。

- 【庄司会長職務代行者】

- ただいま、説明がありましたように、会長と副会長は公益を代表する委員の中から選ばれることとなっておりますが、いかがいたしますか。推薦等はございませんか。はい、村上委員。

- 【村上委員】

- 私から推薦してよろしいでしょうか。

- 【庄司会長職務代行者】

- 村上委員から推薦があるということですので、村上委員に推薦していただいでよろしいでしょうか。

- 〔「異議なし」の声あり〕

- 【庄司会長職務代行者】

- それでは、村上委員よろしくをお願いいたします。

- 【村上委員】

- それでは、私から会長・副会長を推薦させていただきます。西澤啓文委員を会長に、庄司俊充委員を副会長に推薦させていただきますので、お諮りいただきたいと思っております。

- 【庄司会長職務代行者】

- はい。ただいま、村上委員から会長には西澤委員を、副会長には私を、という推薦が

ございましたが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【庄司会長職務代行者】

異議なしのようでございますので、皆様ご賛成ということで、ただいまのご推薦のとおり、会長には西澤委員、副会長には私と決定させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】

それでは、会長に就任されました西澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

【会長】

皆様のご賛同によりまして、会長を務めさせていただくことになりましたこと、誠に光栄に存じます。委員の皆様のご協力をいただきながら、与えられた職責を全うしてまいる所存ですので、格別のご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

【司会】

それでは、ここからの進行は会長をお願いいたします。西澤会長、よろしくお願いいたします。

【会長】

それでは、協議事項②の「令和7年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について」事務局からご説明願います。

【保険年金課長】

（資料2に基づき説明）

【会長】

ただいま、説明がありました件について、ご意見、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

ご意見、ご質問等がなければ、「令和7年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【会長】

異議なしとのことですので、原案のとおり承認します。

それでは、協議事項③に移ります。協議事項③の「令和8年度仙台市国民健康保険事業運営計画（案）について」事務局から説明願います。

【保険年金課長】

（資料3に基づき説明）

【会長】

ただいま、説明がありました件について、ご意見、ご質問等はありませんか。はい、ひぐちのりこ委員。

【ひぐち委員】

何点かありますが、まとめて質問させていただきます。

まず、来年度からの運営計画のところでお話をいただきましたが、来年度から保険料に合わせて子ども・子育て支援金を徴収する制度が開始されます。実際の金額についての国からの通達状況および医療保険制度別に内容についてお知らせください。

それから、子ども・子育て支援金は少子化対策の特定財源であって、医療に直結しない費用を医療保険の枠組みで調整するという、と年末に報道がなされておりました。保険年金課において、市民の方からこのことについての意見や問い合わせがあるのか、また、あれば対応の実態についてお伺いいたします。そして、制度について、さまざまな機会を捉えて丁寧な周知に努めるとともに、国に対し、国民に十分に説明等を求めるとありますけれども、具体的に本市においてどのように行う予定なのか伺います。

次に、収納率向上対策の推進として、具体的に示されましたが、これまで行ってきた向上の対策がもう一つ突っ込んだところで、どのようなことになったのか。また、来年度からの具体的な取り組みについて、改めてお伺いいたします。

そして、保健事業の推進ですが、医薬品の多剤服用等の可能性がある被保険者へのお薬との上手な付き合い方に関する啓発での専門職等の職域団体との連携についてお伺いいたします。

【保険年金課長】

ただいま、4点ご質問をいただきました。

1点目が、子ども・子育て支援金の実際の金額について。2点目が、子ども・子育て支援金に対する市民の方からの問い合わせや国に対する要望。3点目が、収納率向上対策について。4点目が、お薬との上手な付き合い方に関する啓発。この4点で質問をいただきました。そのうち、収納率向上対策以外について私から答弁させていただき、収納対策室長より収納率向上対策についてのご答弁をさせていただきます。

まず、子ども・子育て支援金の実際の金額と、国からの通達状況および医療保険制度別の金額でございしますが、昨年末に国から県を通して子ども・子育て支援金の事業費の納付金が示されております。その事業費納付金を踏まえて、これから保険料率を算定、決めることとなります。令和8年度の子ども・子育て支援金の月額平均として、子ども家庭庁によりますと、けんぽ組合などの被用者保険では被保険者一人当たり約550円、年額6,600円。国民健康保険では一世帯当たり約300円、年額3,600円。後期高齢者医療制度では被保険者一人当たり200円、年額2,400円と示されております。これはあくまでも平均の保険料額となりますので、実際の保険料はそれぞれの収入によって異なります。

次に、子ども・子育て支援金に対する市民からの問い合わせですが、保険料の金額などの問い合わせが入ってるところですが、現時点で問い合わせそのものがまだ少ない状況でございします。我々国民健康保険の保険者として、子ども・子育て支援金制度により被保険者の皆様の負担が増加することについてご理解をいただくことが不可欠であると考えておまして、国においては被保険者への説明などを丁寧に進めていく必要があるものと認識しております。また、全国市長会として、国民の理解が得られるよう、国が主体となり、分かりやすく丁寧な周知広報等を行うことを提言しております。

お薬との上手な付き合い方に関する啓発でございしますが、こちらを実施するにあたりましては、やはり市だけでは難しいところがございますので、仙台市医師会様、市の薬剤師会様の皆様にご相談のうえ進めてまいりたいと考えております。また、他の医療保険者の皆様、例えば協会けんぽ様の取り組みも参考にさせていただきなど、連携を図りながら、効果が得られるよう進めてまいりたいと存じます。

【収納対策室長】

私の方からは収納率向上対策の推進についてということで、お答えいたします。

まず、1つ目の納期内納付率の向上と滞納累積の防止。こちらについては、受付を行う区役所・総合支所の口座振替加入促進の取り組みによりまして、被保険者の加入脱退が比較的多い国民健康保険の中にあつて、口座振替の世帯数割合は毎年同じような水準

を維持しております。また、令和6年度から始めた振替日前の口座残高管理を促すSMS送信の取り組みについても、これまで順調に送信件数を伸ばしてきております。一方で、一定数存在する口座振替不能の世帯の対応は必要であると考えておきまして、新年度に向けて、口座振替不能者のみを条件抽出した集中的な文書催告を進めるなど、取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、2番の適正な賦課と賦課軽減について。これまでも資力が認められる世帯には滞納処分を行う一方で、納付資力が認められない世帯に対して、法定軽減や所得減少による減免を適用し、現状本市におきましては、加入世帯の6割以上について、軽減や減免が該当するというふうになっております。来年度に向けましても、未申告世帯への簡易申告の勧奨や、社会保険加入が疑われる滞納者への国保の喪失勧奨、こういった適正な賦課に向けた個別の対応も併せまして、所得に応じた適正な賦課と、より確実な収納を目指してまいりたいと考えております。

【会長】

よろしいですか。他にございませんか。はい、山下委員。

【山下委員】

私からは、保健事業の推進のことでご意見させていただきます。

以前にもお話しさせていただいていますが、宮城県は全国的にもメタボのワーストから数えて何県かというところに入っております。これを減少させるために、①の特定健診・特定保健指導の充実ということで取り組んでいただいているかと思っております。第4期特定健康診査等実施計画というものを以前示されておったかと思っておりますが、こちらの中に健診の実施率というものがあります。この実施計画の中では令和11年度までに特定保健指導の方の実施率を60%まで高めるという目標が出されております。その中で、令和6年度は特定保健指導の実施率を20%まで持っていくという計画が出されております。

一方で、仙台市の国民健康保険の実績を拝見しますと、67ページの方に特定保健指導実施状況というのが載っております。全市の中で動機付け支援が12.6%、積極的支援が12.1%ということで、この令和6年度は令和4年度から比べると大体10%の伸びを目標値として出しているところですが、示された令和6年度の実施状況を見ると、伸び幅は2%となっております。この計画の段階でご意見をさせていただきましたが、電話、SMS、はがき等による受診勧奨を実施し、受診率の向上を図るという話をいただいております。令和8年度の計画の中でも、同様の勧奨に積極的に取り組むとなっております。結果的に2%の伸びしかないということは、何か取り組みを変えないと、数字の伸びは今後改善できないのではと思います。例えば、以前にもお話しさせていただいたように、集合健診の場に保健師の方に同行いただき、健診を行った際に1回目の保健指導を実施するというかたちをとることによって、私どもの健康保険組合の方でも、仙台市内の健診機関で実施された方は8割の方が特定保健指導を実施されております。一方で、診療所での健康診査というかたちになっているので、こちらが20%ということになっていますが、例えばそういう集合健診等を実施することによって、大幅な改善が見込めるところがございまして。この数値の目標に対して伸びが改善されないことについて、また、改善策をお考えになられているか、ご質問をさせていただきます。

【保険年金課長】

山下委員のご指摘のとおり、メタボリックシンドロームの割合は仙台市では高い状況が続いております。そして、特定保健指導の実施率についてもなかなか伸び悩んでおり、目標は正直難しいところがございます。そういった中で、委員ご指摘の集団健診も実施率向上に資するものと考えられますが、現状、本市はかかりつけのお医者様のところで個別に受けていただくかたちで、日頃の繋がりやコミュニティセンターの中で、健診のおすすめや保健指導の利用勧奨などを含めて行っていただくかたちを基本としており、今後とも医師会など関係機関とも連携しながら進めてまいります。

また、ご紹介いただきました電話やSMS、はがき等の勧奨も、延べ10万回を超える勧

奨を行っており、目標達成に向けて、引き続きしっかり取り組んでまいります。今年度は、特定保健指導未利用者対策として、血糖値に着目したプログラムを試行的に導入し、実施率の向上に繋がっておるところでございます。また、今年度は動機付け支援の数が多かった医療機関様にヒアリングをさせていただくなど、新たな取り組みも考えておるところでございます。引き続き、健診や保健指導の受診しやすい環境を関係機関とも連携しながら整備してまいりたいと存じます。

【会長】

よろしいですか。他にございませんか。はい、鎌田委員。

【鎌田委員】

ただいまのご報告、質問に関連して、仙台市の場合、市民健診の受診率が全国に比べて高かったかと思うんですが、それなのにメタボリック率等が全国に比べて高いといったことからすると、動機付けに関わる機会は高いのに繋がっていないということが少し心配なところかなと思います。このあたりについて何か補足があれば教えていただけますか。

【保険年金課長】

ただいま鎌田委員からご紹介いただいたとおり、仙台市は他の政令市と比べまして特定健診の受診率は高い一方でメタボリックの割合も高いというところで、意識が高いがなかなか結果が伴っていないという状況がございます。先ほど山下委員からの答弁で申し上げたとおり、動機付け支援の実施数が多い医療機関等にもヒアリングをさせていただき、引き続き保健指導と受診率向上が図られるような環境を整備していくというのが、大変重要な課題であると認識しております。

【鎌田委員】

ありがとうございます。さまざまなアプリ等で宮城県内でもウォーキングを勧めるような取り組みがなされていることに、実際にアプローチする方を増やせばかなり変わってくると思うんですが、こういった具体的な勧奨をより高めていくことも一つかなと思いますが、いかがでしょうか。

【保険年金課長】

ありがとうございます。こちらの勧奨は保健指導を受けてくださいということで、まだ鎌田委員ご指摘のようなそういった取り組みまでは行っていないのが現状でございますが、今後、より実施率向上に向けた効果的な取り組みというものを検討してまいりたいと存じます。

【健康福祉局長】

鎌田委員の方からお話いただきましたが、保険年金課の国民健康保険事業としてはまだそういった取り組みまでは行っておりませんが、私どもの保健衛生部の健康政策部門の方で、これは国民健康保険被保険者だけでなく全市民に対して、例えば今年度ですとドラゴンクエストウォークと連携して、歩くことが自然に健康に繋がるといった取り組みも行っておりまして、そういったところで対応しております。今後国民健康保険の中でどういうふうにならぬかと連携していけばいいかということについては、局内で揉んでみたいと思います。

【会長】

はい、よろしいですか。他にございませんか。はい、安藤委員。

【安藤委員】

医療側からも、特定健診について日々感じていることをお話しさせていただきたいと

思います。仙台市は個別に各医療機関で特定健診を受けていただけてまして、政令指定都市の中では最も高い受診率です。しかしながら、健診を受ける期間が短いんですね。今回それを少し延ばそうということをしました。今までは夏に集中していたので、特に、特定健診、基礎健診を受けられる高齢の方々にとっては、昨今の非常に暑い中受診していただくのは大変気の毒なので、秋側に1か月延ばしてそこに参加可能な医療機関は申し込んで、というかたちにしたいと思っておりました。

今、国の特定健診の在り方もですが、そもそも標準体重のところであればいいという感じなので、そうではないのではないかと。そもそも、お痩せになっている方はその方の健康があると思いますし、お太りになっている方はそのまま元気に長生きされる方もたくさんいらっしゃいます。その方に合わせた個別の指導というのが必要なのだらうと思っております。そのためにはやはり、個別の健診を医療機関で受けていただき、私どもに会ったうえで一言二言でもいいのでアドバイスを受ける、それを毎年のように繰り返していけば、メタボは解消されないかもしれませんが、健康に関してはかなり維持できるのではないかなと。メタボ率は高いけれども、寿命が長いんです。その辺は私たちも自信を持っているところです。

【会長】

よろしいですか、他にございませんか。

ご意見、ご質問等がなければ、「令和8年度仙台市国民健康保険事業運営計画(案)について」は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【会長】

異議なしとのことですので、原案のとおり承認します。

続きまして、協議事項④の「令和8年度仙台市国民健康保険事業特別会計予算(案)について」事務局から説明願います。

【保険年金課長】

(資料4に基づいて説明)

【会長】

ただいま、説明がありました件について、ご意見、ご質問等はございませんか。はい、ひぐちのりこ委員。

【ひぐち委員】

まず歳出のところで、令和8年度診療報酬改定もあるかというところが大前提に出ていましたが、これが示されたところで、こちらの実態に合ってきているのかなと受け止めておりますが、主な特徴と本市の受け止め、および想定される効果について伺いたいします。

【保険年金課長】

2026年度診療報酬改定の主な特徴といたしましては、診療報酬本体を2026年度、2027年度の平均で3.09%引き上げ、薬価を0.87%引き下げることで、全体で2.22%のプラスと示されております。このことにより、医師、看護師、薬剤師、管理栄養士等の医療従事者の処遇改善や人手不足の解消に一定程度繋がるものと考えております。

【会長】

よろしいですか。他にございませんでしょうか。はい、樋口香代委員。

【樋口委員】

私の方からは今の資料4ではなく別添の方の内容でお伺いしたいと思います。4ページ目でございます。こちらの予算の関係ですが、一番右側、「2 保険給付費」の備考欄で、診療報酬の支払いに関する費用と記載いただいております。1人当たり医療費令和8年度と令和7年度を比較していただきますと、金額の方が増えていて、比率として104.05%ということで記載いただいております。先ほど診療報酬の改定ということで、本体部分3.09%、マイナス部分もございますので、2.2%の増ということでご説明をいただいておりますが、この104.05%の算出の内訳についてお知らせいただければと思います。

【保険年金課長】

樋口委員のご質問についてお答え申し上げます。本市国保の1人当たり医療費について、令和7年4月から10月までの実績が、前年度より4.2%増えている状況であることから、その伸びが令和8年度も続くことを想定し、令和8年度の予算額を算出したため、診療報酬改定よりも高い伸びとなっております。増え方が大きいものは、入院時の5.7ポイント上昇、食事療養費が6.5ポイント上昇しております。入院医療費が伸びた要因としては、医療従事者の基本給の引き上げ等に応じ、入院基本料に上乗せして算定できる「ベースアップ評価料」や、「入院時の食事代単価の引き上げ」が影響しているのではないかと推測しております。

【会長】

よろしいですか。はい。他にございませんでしょうか。

ご意見、ご質問等がなければ、「令和8年度仙台市国民健康保険事業特別会計予算(案)について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【会長】

はい、ありがとうございます。異議なしとのことですので、原案のとおり承認します。

続きまして、協議事項⑤の「仙台市国民健康保険条例の一部改正(案)について」事務局から説明願います。

【保険年金課長】

(資料5に基づいて説明)

【会長】

ただいま、説明がありました件について、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。ご意見、ご質問等がなければ、「仙台市国民健康保険条例の一部改正(案)について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【会長】

はい。異議なしとのことですので、原案のとおり承認します。

続きまして、協議事項⑥の「令和8年度における国民健康保険制度の主な改正(案)について」事務局から説明願います。

【保険年金課長】

(資料6に基づいて説明)

【会長】

ただいま、説明がありました件について、ご意見、ご質問等はございませんか。はい、ひぐちのりこ委員。

【ひぐち委員】

子育てにやさしいまちづくりの一環で、国に先行してというかたちですが、これに関しての市民の方々からの反響、それから、すごくタイトなスケジュールだなと拝見していましたが、システム等改修は当初まで間に合うようなスケジュールなのかについてお伺いいたします。

【保険年金課長】

ただいまの質問の、まず市民からの反響でございますが、こちらについては今後議会でご議論していただくことにもなりますので、周知はこれからとなっていることから、現時点で市民からの問い合わせなどは入っていない状況でございます。今回の子育て減免の拡充に対応するためのシステム改修でございますが、子ども・子育て支援金制度創設による制度改正と同じタイミングとなっており、システム改修は厳しいスケジュールではありますが、令和8年度の当初賦課に向けて、鋭意改修作業を進めている状況でございます。

【会長】

よろしいですか。他にございませんでしょうか。はい。

ご意見、ご質問等がなければ、「令和8年度における国民健康保険制度の主な改正(案)について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【会長】

異議なしとのことですので、原案のとおり承認します。

○(2) 報告事項

【会長】

続きまして、報告事項①の「宮城県における保険料水準の統一について」事務局から説明願います。

【保険年金課長】

(資料7-1～7-2に基づき説明)

【会長】

ただいま説明がありました件について、ご意見、ご質問等はございませんか。

ご意見、ご質問等がなければ、「宮城県における保険料水準の統一について」は、以上とします。

○(3) その他

【会長】

本日の議題は以上となりますが、「その他」として委員の皆様から何かございますか。はい、鎌田委員。

【鎌田委員】

全体を通しての話ですが、先ほどの資料3の中でも現状を示していただいたところ

に、国保そのものが国民皆保険制度を維持していくうえで最後の砦という表現がございました。国保が最後の砦である一方で社会保険等があって、国民は皆保険であるという建前からすれば、いずれかに加入されているものと判断すべきだと思います。仙台市内においてはこのバランスはどのようにになっているか伺いたいと思います。

【保険年金課長】

ただいまの鎌田委員からのご質問で、仙台市内の国保や後期、その他被用者保険の割合全体は今手元にございませませんが、全国的な人数でございますと、後期高齢者で2,100万人、国保は2,500万人、被用者保険が7,400万人となっております。

【鎌田委員】

仙台市内のものは手元にないということなので、どこかの機会にいただければありがたいと思います。一方で、皆保険制度を維持されていると言いながら保険に入られていない方は、仙台市内では存在するのかわかりますか。

【保険年金課長】

基本、市民の方であれば国保か後期か被用者保険か、生活保護のいずれかに加入していると思われまので、どこにも加入していないケースは想定されておりましたが、今、手元に資料がございませんので、はっきりとは申し上げられない状況でございます。

【鎌田委員】

少ないケースかもしれませんが、生活保護の医療扶助の対象になる方は、審査途中であっても、喫緊の救済措置として医療扶助を受けると国保を抜けることとなります。ところが、審査後に生活保護の対象外とされたときは、国の負担で医療を受けた方が国保に戻らなくてはならない。空白期間の10割をご自身で負担してくださいということで、生活の状況がさらに緊迫する事態になる、ということがときどき相談を受けることとしてあります。本来セーフティネットであるべき部分が、保護を受けられると行政側が思い込んで支援に入ったが、違いましたと戻ったことによってかえって迷惑を被っている。そうした事態が何件かありますので、今後、本来のセーフティネットの考え方では救われるべき人が、さらに追い落とされてしまうという事態を何とか救済する方策というものを考えていただきたい、国保の手続きのところでそのところを果たしていただきたいという意見でございます。

そのうえで、昨今、最後の砦たる国民健康保険に本来加入すべき人が制度の隙間をうまく利用し、国民健康保険の一員であるべきところを社保メンバーとして取り扱われることによって、国保の加入者が負担を強いられるという状況というのは、あってはならない部分かと思えます。よその地域に多いような報道ではありましたが、県内・市内においてもそういったことはあってはならないと思いますので、このあたりについての考え方を伺いたいと思います。サラリーマンなどからの事業転換するとき、2年間の任意継続が認められていることは個人の救済の制度の中にあるものですから、そういったところでは咎めるべきではないと思いますが、それに収まらない方で不正ではないのかと疑われるようなことは、県内・市内においても、存在しないことを願うところです。このあたりについての関わり具合、取り組み、対応の在り方などをご意見として確認させていただけるのであれば教えていただきたいと思えます。

【保険年金課長】

ただいまの鎌田委員のご指摘は、昨今ニュース等で報道されている国保逃れの話ではないかと思えます。この件で厚労大臣は、個々の事案に関するコメントは差し控えたいとしつつも、国保の実態を踏まえて個別に判断されるものではないかと。大事なことは、社会保険料納付に関する納得感が損なわれないように、制度を適切に運用していくことではないかと。そうした観点から必要な対応があるかを含めて検討を進めていきた

いというふうに仰っておりますので、保険者である本市としては、その検討状況を注視してまいりたいと考えております。

【鎌田委員】

ぜひお願いいたします。日頃の普及啓発を求めていく中で、信頼に基づいてこれは運営されていますので、信頼を損ねることのないように努めていただきたいと思います。

【会長】

他にございませんか。よろしいですか。
それでは、事務局からは何かありませんか。

【保険年金課長】

事務局からは、他に用意しているものはございません。

【会長】

それでは、本日の議事をすべて終了いたしましたので、事務局に進行をお返しいたします。委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。